

三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の策定方針について

「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」（以下「現行計画」という。）については、計画期間が平成29年度までとなっていることから、次期行動計画となる「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」を以下のとおり策定します。

1 計画の基本的な考え方

次期行動計画では、「新地震・津波対策行動計画」および「新風水害対策行動計画」で打ち出した考え方である、防災が特別なものではなく、日常生活に溶け込み県民の災害対応力がいつの間にか養われている状態となる「防災の日常化」を、引き続きめざすこととします。

また、県民が災害について「知る・備える・行動する」ための自助の取組、消防団や自主防災組織など「地域の組織力」を充実・強化するための共助の取組、防災基盤の整備推進や情報収集・提供体制の強化などの公助の取組について、各取組主体がそれぞれの役割を果たすとともに、「自助」「共助」「公助」の力を結集させ、災害に強い三重づくりを進めていきます。

2 現行計画の一本化

現行計画は、地震・津波対策（H25～H29）と風水害対策（H27～H29）とで計画期間が異なる別の計画となっていますが、多くの取組は両計画に共通のものとなっています。

このため、次期行動計画は、「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」として対策と計画期間を一本化し、一体的に対策の推進と進行管理を行うことにより、災害に強い三重づくりを効率的に進めることをめざします。

（計画期間）平成30年度～平成34年度までの5年間

3 現行計画の進捗状況をふまえた対策の検討

現行計画の進捗状況をふまえた課題を分析し、次期行動計画に反映すべき対策を検討します。

4 近年の災害事例等をふまえた対策の検討

今後、発生が予想される南海トラフ地震の対策を中心としつつ、内陸直下型地震や全国で発生した風水害被害など、近年の災害事例をふまえ、対策を検討します。

（1）地震・津波対策

- ・熊本地震や鳥取中部地震をふまえた内陸直下型地震の対応
- ・大規模災害時の物資支援や受援体制等熊本地震をふまえた各種の対応など次期行動計画に反映すべき地震・津波対策を検討します。

(2) 風水害対策

- ・関東・東北豪雨（H27）をふまえた広域避難等の対応
 - ・平成28年に北海道・東北地方に大きな被害をもたらした台風10号をふまえた災害時要援護者の早期避難等の対応
- など次期行動計画に反映すべき風水害対策を検討します。

(3) 災害対策基本法等の法制度改正への対応

国における災害対策法制の改正やワーキンググループ等における検討状況等を反映します。

5 重点的取組の設定

計画期間中に特に重点的に取り組む内容について検討します。

6 その他

計画の随所に「防災コラム」や「有識者インタビュー記事」等を記載し、また、巻末には県や市町で発行している防災ガイドブックなどの防災上役立つ情報などを掲載して、多くの県民に手に取ってもらいやすいような工夫を凝らします。